

平成27年度

集 団 指 導 資 料

(共通事項)

居宅サービス

香川県健康福祉部 長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成27年3月14日、16日、17日

関係施設・事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

平成28年度サービス提供体制強化加算の算定について

平成28年度のサービス提供体制強化加算の算定については、常勤換算方法により算出した平成27年度（平成27年4月～平成28年2月の11ヶ月）の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度の実績が6月以上ある事業所で、平成28年度も引き続き当加算を算定する事業所は、前年度（平成27年度）実績を確認し、平成28年度は当加算が算定できない場合及び区分が変更となる場合は、届出書を提出して下さい。（引き続き当加算（区分変更なし）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

なお、前年度の実績が6月に満たない事業所（新規、再開事業所等を含む）については、平成28年度も引き続き届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を用いることとし、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書及び必要な添付書類
- (4) サービス提供体制強化加算計算表

2. 提出期限 平成28年3月15日（火）

（通所介護事業所については、別途連絡する日を期限とします。）

※ 平成28年4月1日付けでサービス提供体制強化加算以外の変更がある場合は、サービス提供体制強化加算の変更と合わせて1回で提出してください。

3. 提出先 ○所在地が高松市である事業所

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電話(087)839-2326

○所在地が高松市以外である事業所

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ（訪問・通所）

電話(087)832-3269

施設サービスグループ（施設・短期入所）

電話(087)832-3266

4. その他

前年度の実績計算については、次の参考様式を掲載しますので、ご利用ください。

- (1) サービス提供体制強化加算計算表①及び④（介護福祉士等の割合）
- (2) サービス提供体制強化加算計算表②（勤続年数3年以上の職員の割合）
- (3) サービス提供体制強化加算計算表③（常勤職員の割合）

(参考) サービス提供体制強化加算の人材要件

サービス	要件	計算表
訪問入浴介護	<p>○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が40%以上配置されていること 又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が60%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が30%以上配置されていること 又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が50%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p>
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること	計算表②
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のあるものが配置されていること	不要
通所介護 通所リハビリテーション	<p>○ 次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が50%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が40%以上配置されていること</p> <p>II 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p> <p>計算表②</p>
療養通所介護	○ 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること	計算表②
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護	<p>○ 次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が60%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が50%以上配置されていること</p> <p>II 常勤職員が75%以上配置されていること</p> <p>III 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p> <p>計算表③</p> <p>計算表②</p>

(注1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出にあたっては、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号~41号)及び計算書①~④を添付してください。

(注2) 「加算有り」から「加算無し」に変更する場合は、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号~41号)を除き添付書類は省略して差し支えありません。

[参考]

(老企第36号 平成12年3月1日)

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○訪問入浴介護

第2の3(7)サービス提供体制強化加算の取扱い

①～③(-略-)

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○訪問看護

第2の4(24)

① 3(7)①から⑥までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

○通所介護

第2の7(19)

① 3(7)④から⑥まで並びに4(24)②及び③を参照のこと。

② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○通所リハビリテーション

第2の8（24）

① 3（7）④から⑥まで並びに4（24）②及び③を参照のこと。

② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあつては、これらの職員も含むものとする。

（老企第40号 平成12年3月8日）

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○短期入所生活介護

第2の2（17）

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

② 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑤ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

⑥ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○短期入所療養介護

第2の3（13）

① 2の（17）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人福祉施設

第2の5（29）

① 2の（17）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人保健施設

第2の6（32）

① 2の（17）①から④まで及び⑥を準用する。

② 介護保健施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護療養型医療施設

第2の7（26）

① 2の（17）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士として勤務を行う職員を指すものとする。

※ 介護予防サービスにおけるサービス提供体制強化加算については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）をご確認ください。

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

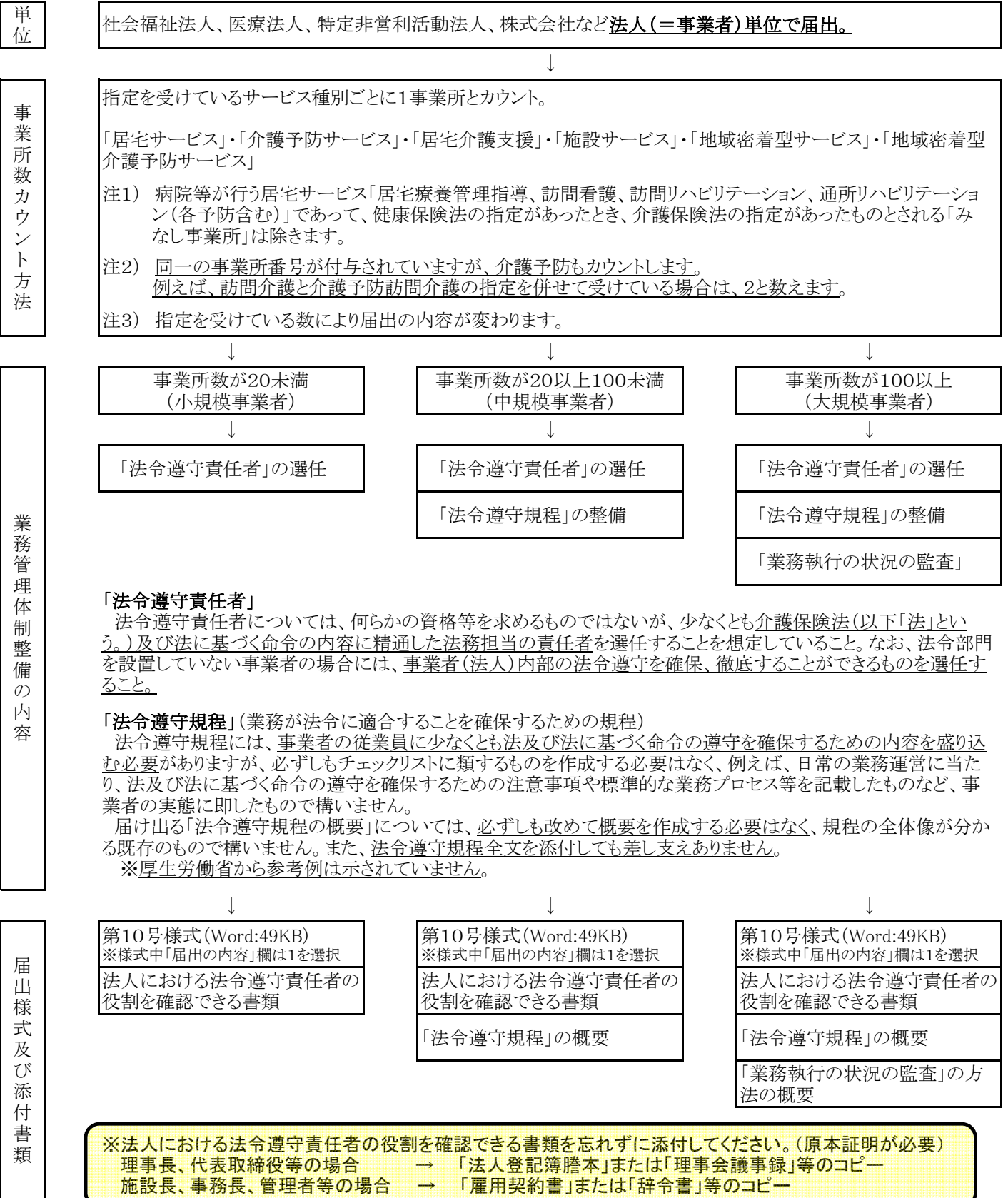
平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。



届出先	① 事業所等が2以上の都道府県の区域、かつ、3以上の地方厚生局の区域に所在	→ 厚生労働大臣
	② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在	→ 市町長
	③ ①及び②以外	→ 香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

変更届について	① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)	→	第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択 (Word:49KB)
	注) 区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。		
	例: A県のみで事業展開していた事業者が、 新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事→地方厚生局長に変更		
	② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	→	第11号様式を提出 (Word:32KB)
※変更届が必要となる事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所が100以上の事業者に限る。) 			
注1) 以下の場合は、変更届は不要です。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合(事業所区分に変更がない場合) ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 			
注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。			
	変更内容	添付書類	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書 等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書 等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要	

様式	届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。 「かがわ介護保険情報ネット」—「事業者支援情報」—「○指定・届出」—「様式集」—「業務管理体制の届出」 http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html
----	--

担当	香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3266 FAX:087-806-0206
----	---

平成27年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
<p>①事業者（法人）概要、代表者及び法令遵守責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者（法人）としてではなく、事業所又は施設として回答している事例が見受けられた。 事業者の所在地、代表者又は法令遵守責任者が変更されているにも拘らず、変更届の提出されていない事業者が多く見受けられた。 法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理体制は、すべての介護サービス事業者（法人）に、<u>介護保険法及び同法に基づく命令を遵守し、要介護者等のために忠実にその職務を遂行するために、体制の整備が義務付けられていることから、検査の回答は事業者として回答することとなる。</u> 事業所又は施設に係る変更とは別に、業務管理体制の届出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出なければならない。 	
<p>②法令遵守についての方針の策定について（※）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 一部の事業者において、法令遵守マニュアル以外の規程、規則等に法令遵守についての方針を定めているとの回答があったが、当該規程等を確認したところ、法令遵守責任者の役割が定められていない等内容が不十分な事例や、法令遵守に関する内容が含まれていない事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>法人の法令遵守に対する基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制</u>について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 定期的に、現在のマニュアル等の見直しを行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルを整備し、事務所内に掲示している。 朝礼やミーティング、研修等の際に、職員に周知している。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

検査事項	傾向	留意点	取組事例
③法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割及び業務内容について答えられない事業者が見受けられた。 また法令遵守責任者の役職名（代表取締役等）を回答している事例が見受けられた。 法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割を定め、全職員に周知することで法令遵守に関する責任の所在が明確になる。 法令遵守責任者は、事業者が運営する各事業所の法令遵守に関する取組状況を、定期的に確認することが望ましい。 法令遵守責任者を中心として法令改正や県からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 法令遵守責任者が、職員からの法令遵守に関する質問に回答し、それを記録している。
④法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業所が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等違反の疑いがあった場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬の請求内容について、請求事務担当者後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。 内部で、インシデント・アクシデントの原因分析を行い、再発防止策を講じている。 法令遵守に関する研修を行っている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

検査事項	傾向	留意点	取組事例
⑤法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者が、職員会議等でサービス提供中に発生した問題について改善活動を行っていた一方で、一部の事業者において、評価・改善活動が行われていなかった。 事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題発生前又は問題発生時に、原因分析・再発防止等の評価・改善活動を行うことが望ましい。 評価・改善活動を実施した会議等の記録を整備し、職員間で回覧することで情報の共有を図ることができる。 法令遵守に関するセルフチェックシート等の使用により、職員の意識を高めることができる。 法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識を高めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> セルフチェックを行っている。 定例会等で、各事業部より状況報告を行い、適宜評価改善活動をしている。 内部監査を通じて、法令遵守の状況を分析し、改善を行っている。 コンプライアンス上の問題が発生した場合、内容検証、改善策検討のうえ、周知を行い、再発防止の徹底を行っている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者とは共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付しました。

平成28年4月上旬に、平成27年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、平成28年3月25日（金）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

平成28年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム（以下「同報メール」という。）で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

3. 変更届

（1）変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑳ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（2）提出書類

- ① 変更届出書（第 3 号様式）
- ② その他必要な添付書類

※（変更届（第 3 号様式）添付書類一覧）を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

27長寿第36286号
平成27年7月9日

介護サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成27年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成27年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成27年8月31日（月）までにを入力をお願いします。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所がするとともに、適宜、の更新をお願いします。

記

1 情報の報告

- (1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることができる。
- (2) 報告システムを利用する際には、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。
 - ① IDは事業所番号とする。
 - ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所におい

て、直ちにパスワードを変更すること。

③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成27年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定している。

(4) 提出する手順は以下の通りである。

① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。

② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックする。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできない。

③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了。

④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認すること。

(5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示されている。

差戻し内容を訂正し再提出すること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。(ただし、運営情報については、事業所において公表後の修正が行えない仕様となっているため、修正が必要な場合は、下記の問い合わせ先まで連絡すること。)

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

FAX 087-806-0206

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

かがわ
介護保険
情報ネット

同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

制度のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
香川県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

News

[26/02/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。 **new**
■ 通知文 [[PDF形式 68KB](#)]
■ 別紙1 及び別紙2 [[PDF形式 135KB](#)]

[26/02/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

介護保険最新情報
介護員養成研修
福祉用具専門相談員
介護保険担当窓口一覧
香川県介護サービス情報
介護サービス情報報告システム
療養病床の再編成

クリック

介護サービス情報報告システム ログイン - Windows Internet Explorer

https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/37/

香川県 介護サービス情報報告システム

ログイン

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID

パスワード

サービス名

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

スタート | かがわ介護保険情報... | 香川県職員ポータル... | グループウェア - Windo... | 香川県高松市幸町4... | 介護サービス情報報... | 指定事業者等管理シ... | 資料作成 | OH24.11.6 ぶらす訪... | 適切な運営について | 資料2 居支資料作成... | 資料4 介護新システム... | 資料4 介護新システム... | A 般 | 18:30 木曜日

介護サービス情報の公表システム

(利用者等向けページ)



- 12/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。**new**
 - 通知文 [PDF形式 68KB]
 - 別紙1 及び別紙2 [PDF形式 135KB]
- 12/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成



介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要） H26.3 参考

○ 本検討会の目的
 介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

○ 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

○ 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の載量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

○ 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供
 ⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方向性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - ・ サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - ・ 病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - ・ 地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・ 情報の見せ方・可視化の工夫（情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実
 - ・ 従業者に提供する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリアアセスメント等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

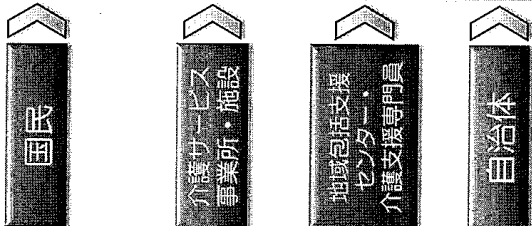
情報公表制度の利用を促進

- 時代とともに介護等が必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
 - 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者)



＜見直しにより目指す効果＞

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを自らから選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメン等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

情報公表システム

＜今後の掲載イメージ＞

